



家事・育児を支援します

R6.4 作成

長崎市子育て世帯訪問支援事業

家事、育児に対して不安や負担を抱えるご家庭を、訪問支援者が訪問し、家事、育児等の支援を行います。

支援内容

- (1) 家事支援 (食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行 など)
- (2) 育児支援 (保育所等への送迎、一時的な子どもの保育 など)

ご利用 できるかた

長崎市に住所を有し、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭（18歳未満のお子さんがいる家庭）や妊産婦のいる家庭で、訪問支援が必要なご家庭

※ご家庭の状況によっては、他の支援サービスをご案内する場合があります。

- (例) * ヤングケアラーがいるご家庭
- * 多胎児がいるご家庭
- * 保護者または児童に疾病や障害があるご家庭
- * 身近に支援者がおらず精神的・身体的に負担のあるご家庭 など



利用者 負担額

世帯区分	利用者負担額	
	延べ利用時間数 ×	延べ利用件数 ×
①生活保護世帯	0円	0円
②市民税非課税世帯	0円	0円
※②のうち 1 世帯あたり 96 時間/年を超える場合 (97 時間以上)	300円	190円
③市民税所得割課税額 77,101 円未満世帯	0円	0円
※③のうち 1 世帯あたり 48 時間/年を超える場合 (49 時間以上)	600円	370円
④その他世帯	1,500円	930円

1 回の訪問につき 2 時間程度の支援を基準とします

(例) その他世帯
1 回 (2 時間) の利用
・ ・ 1,500 円 × 2 時間 + 930 円
= 3,930 円/回

※送迎等で 2 時間を分けての利用も可能ですが、その場合の件数は、2 件とカウントします。

利用方法

- ① 子育てサポート課へ電話をする
担当者が、面談の日程を調整します。
- ② 面談を受ける
面談をしながらご家庭の状況を確認させていただきます。
支援内容 (期間や回数等) について相談し、一緒にサポートプラン (支援計画) を作ります。
- ③ 利用申請を提出する
支援を希望される場合、利用申請書を長崎市に提出していただきます。
- ④ 利用の決定を受ける
支援について、長崎市で審査を行い決定します。
利用が決定したら、決定通知書をお送りします。
- ⑤ 訪問支援を受ける
訪問支援者がご自宅に訪問して支援を行います。
- ⑥ 料金支払い
支援終了後、長崎市からご自宅に納付書をお送りします。
納付書が届いたら支払いをお願いします。



<お問い合わせ先> 長崎市子育てサポート課 (平日 8:45~17:30)
〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号 TEL095-829-1255